

2015 年度 早稲田大学

大学院博士後期課程若手研究者養成奨学金 募集要項

【4月入学の新入生・在学生、9月入学者のうち前年度秋学期休学者用】

奨学金の概要

高度の研究能力と豊かな学識を有する優秀な若手研究者を養成する目的で、博士課程に在学する学生を対象に2009年度より設置された奨学金です。次頁2の出願資格を全て満たし出願書類を提出した者のうち、下表のとおり所属研究科ごとに支給対象者を決定します。

箇所	奨学金額（年額）	採用人数	支給対象
政治学研究科 経済学研究科	29.7～40 万円	25～35 名	資格を満たす全員に支給
法学研究科	上限 40 万円程度	34 名程度	資格を満たす全員に支給 ※奨学金登録を必須とする。
文学研究科	25～36 万円	120 名程度	資格を満たす全員に支給
基幹理工学研究科 創造理工学研究科 先進理工学研究科 国際情報通信研究科 情報生産システム研究科 環境・エネルギー研究科	50 万円	272 名	資格を満たす全員に支給
教育学研究科	25～40 万円程度	40 名程度	資格を満たす全員に支給
教育学研究科（数学科内容学）	40～60 万円程度		
人間科学研究科	37～40 万円	40 名前後	資格を満たす全員に支給
社会科学研究科	20～40 万円	10～20 名	資格を満たす全員に支給
スポーツ科学研究科	40～52 万円	50～66 名	資格を満たす全員に支給
アジア太平洋研究科	60 万円	13 名	選抜を行なう

※上表の採用人数は、春学期募集および秋学期募集を合わせた2015年度1年間の採用人数（予定）です。
 ※商学研究科および日本語教育研究科は、今回の春季募集を行いません。10月下旬（予定）に秋季募集を行います。

1. 申請期間・申請方法

申請期間： 2015年5月25日(月)～ **6月22日(月) 17：00【厳守】**

申請方法： 下記3 “必要な申請書類” を法学研究科事務所に提出

※上記期間以後の申請は一切受け付けませんので、注意してください。

※2009年度以降の9月入学者（再入学・編入学を除く）は、今年10月下旬に申請受付を開始する予定です。詳細は各研究科より配付する募集要項を確認してください。

※一度の申請による本奨学金の交付は、1年間（単年度）分となります。次年度も継続して本奨学金を希望する場合、次年度に申請資格を満たしかつ改めて申請することが必要になります（一度採用されても次年度に自動的に継続されません）。

2. 申請資格

以下（１）～（４）の条件を全て満たす者

- （１）**２００９年度以降の４月入学者で、博士後期課程１～３年生、一貫制博士課程１～５年生**（実質学年：休学・留学の期間を除外した学年）。または、２００９年度以降入学の９月入学者（再入学・編入学を除く）の博士後期課程１～３年生（実質学年：休学・留学の期間を除外した学年）のうち、**前年度秋学期休学をしていた者**。ただし、すでに通算３回の交付を受けた者（留学中に交付を受けた場合等）は、申請資格がありません。

※前年度秋学期休学し本年度春学期から復学する９月入学者は、今回の申請で２０１５年度春学期分が対象となります。２０１５年度秋学期以降の１年間分は別途、秋季の募集要項に従い手続きを行う必要があります。

- （２）**２０１５年４月１日時点で、満３０歳未満の者**（１９８５年４月２日以降生まれの者）

- （３）**専任教員２名（主担当の研究指導教員１名、他１名は専任教員くただし任期付き教員は除く）の推薦を受けた者**

所定用紙の第１推薦教員・第２推薦教員欄に、自筆署名・捺印等が必要となります。

※氏名がゴム印、ワープロのものは不可。

- （４）**次の①～⑦に該当しない者**

①文部科学省国費留学生

②本大学の助手

③早稲田大学高等学院・本庄高等学院・早稲田大学芸術学校の非常勤講師

④日本学術振興会特別研究員に採用されている者

⑤その他授業料の全額免除制度の適用を受ける者（災害等による学費免除された場合等）

⑥政府・企業・奨学金団体から、本大学授業料を全額支給（または全額免除）されている者

※授業料の一部を自己支弁する者（父母の援助を含む）は申請資格がある場合があります。
詳細については奨学課までお問い合わせください。

⑦休学中の者

※本年度秋学期から休学する場合、申請資格があります。希望者は今回申請してください。

※本年度春学期休学者が本年度秋学期に復学する場合、秋季の「募集要項」（１０月下旬配布の予定）に従い、申請手続きを行ってください。

【注意】・**２０１５年４月１日～２０１６年３月３１日の期間**に上記（４）①～⑦の該当になった場合、奨学金額の減額、または奨学金額の返還（一部または全額）が必要になります。

・申請時に上記“２．申請資格”を満たす場合でも、２０１５年４月１日～２０１６年３月３１日の期間に申請資格に該当しなくなった場合は、奨学金額の返還（一部または全額）が必要になります。

いずれの場合にも、必ず奨学課まで報告してください。

3. 必要な申請書類

以下①②を全て揃え、所定の申請期間内に提出してください。

①「大学院博士後期課程若手研究者養成奨学金申請書」 (所定様式1)

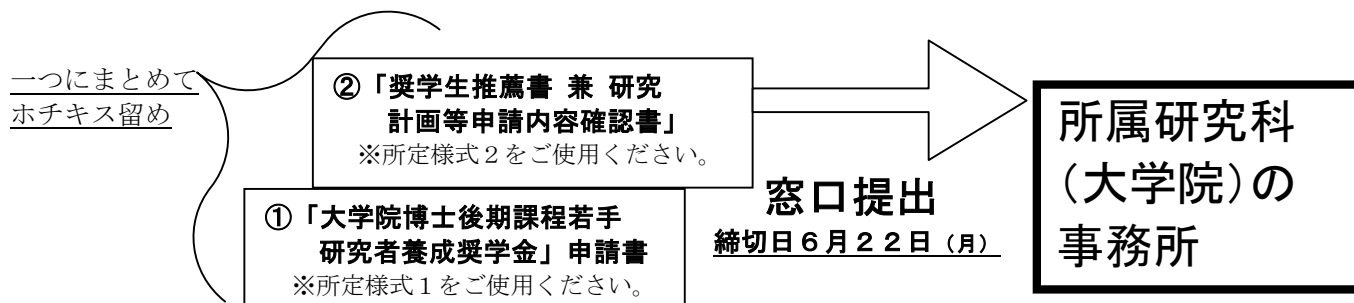
- 別紙の所定様式に正しく記入等してください。
- 項目は漏れなく全て記入してください。
- “「研究計画」または「研究計画実施状況」”欄には、以下のとおり具体的に詳しく記入してください。この内容によっては奨学生として採用できない場合があります。
 - (1年生) 「研究計画」の内容を、具体的に詳しく記入してください。
 - (2年生以上) 「研究計画実施状況」の内容を、具体的に詳しく記入してください。※2年生以上が「研究計画」のみを記入した場合には記入不備とみなします。
- “「研究計画」または「研究計画実施状況」”欄が足りない場合は、不足部分を別紙に記入し、追加書類として添付してください。
 - ※所定欄を、未記入または“別紙参照”とし、別紙のみ添付することは不可です。

②「奨学生推薦書 兼 研究計画等申請内容確認書」 (所定様式2)

- 第1推薦教員は、**主担当の研究指導教員**に依頼し、推薦所見の作成および自筆署名・捺印を受けてください。
推薦所見欄には必ず、(1年生) 研究計画・(2年生以上) 研究計画実施状況に関する所見を具体的に詳しく記入してください【申請学生は指導教員への依頼時に必ずこの旨をお伝えください】。
 - 第2推薦教員は、(1年生) 修士論文提出時の副査や教務委員、研究科長等の本学専任教員（ただし任期付き教員は除く）に依頼し、自筆署名・捺印を受けてください。
(2年生以上) 同じ専攻等の本学専任教員（ただし任期付き教員は除く）に依頼し、自筆署名・捺印を受けてください。
- ※第2推薦教員がない場合、所属研究科の事務所に相談してください。

【注意】申請書類の不正が発覚した場合には、今回の奨学金申請が無効になると同時に、今後の本奨学金申請資格にも影響を及ぼします。

4. 申請書類の提出方法



5. 奨学金振込口座の確認・登録・変更

申請者は、6月22日(月)までにWaseda-netポータル「本人名義口座」画面で、学生本人名義の銀行普通預金口座（ネット銀行、信託銀行等一部利用できない金融機関があります）の登録確認・変更（※参照）を行ってください。口座未登録または口座無効等の場合は、採用されても奨学金が振り込まれません。なお、奨学金振込口座を確認できない場合、最終的に本奨学金の採用が取消されることがあります。

※ 以下①～③の手順で、奨学金振込口座の確認・登録・変更を行ってください。

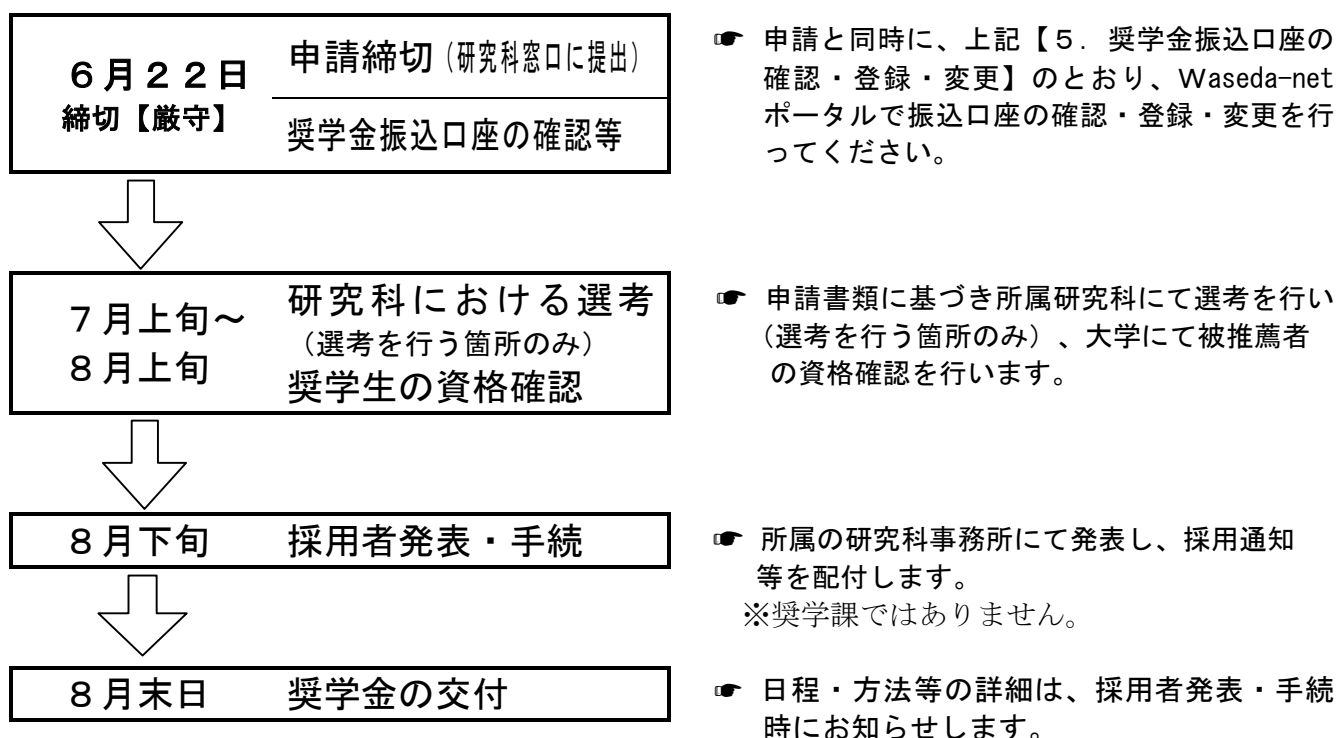
①Waseda-netポータルへログインし、左側メニュー“Profile”を選択してください。

② 【学生基本情報変更】をクリックすると表示される画面の中の【本人名義口座】部分を確認してください。

③万一、口座未登録（または口座無効 ※銀行・支店の統廃合を含む）の場合には、必ず新規登録（または口座情報の変更）を正確に行ってください。

6. 申請後のスケジュール

申請書類を所属の研究科事務所に提出した後の関連スケジュールは、以下のとおりです。いずれも重要な事項ですので、必ず確認や手続等を行ってください。



※上記スケジュールは、諸事情により変更される場合があります。

作成・提出に関する
問い合わせ先

早稲田大学法学研究科（月曜～土曜 9時～17時）
TEL 03-3232-3924
gradlaw@list.waseda.jp

制度・交付に関する
問い合わせ先

早稲田大学 学生部奨学課（月曜～金曜 9時～17時）
TEL 03-3203-9701 / FAX 03-3232-9497
gakunai-tantou@list.waseda.jp
(メールでのお問合せは、学籍番号・氏名・奨学金名を明記してください)

提出書類に記載されている個人情報は、奨学金業務に限定し利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。